

産業廃棄物収集運搬業許可証

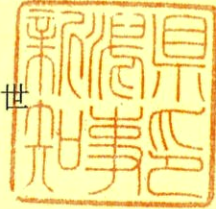
青森県八戸市城下一丁目1番9号

八戸通運 株式会社

代表取締役 高林 秀典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 5年12月 5日

許可の有効年月日 令和10年10月 1日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成25年10月 2日
- ・変更届出年月日 平成29年 6月23日
(代表者の変更 旧 田中 信明)
- ・更新許可年月日 平成30年10月12日
- ・更新許可年月日 令和 5年12月 5日

5 積替え許可の有無
無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

(令和 5年12月 5日 更新許可)